

沖ト協発第59号

令和2年8月17日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

(公 印 省 略)

令和2年度自動車点検整備推進運動における 大型自動車の重点点検の実施依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対しましては格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記依頼につきましては、沖縄総合事務局運輸部車両安全課からの通知により、別紙の通り大型車の重点点検の実施及び当協会への報告をお願い申し上げます。

つきましては、9月、10月、11月分の各月に点検を実施し、その実施した点検について1か月分ごとにとりまとめ別添「重点点検報告様式」に結果を記載し翌月5日までに、(公社) 沖縄県トラック協会あてFAX等にてご報告頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 実施期間 令和2年9月1日(火)～11月30日(月)の3か月間
2. 報告方法 各月の3か月点検・12か月点検の実施状況をとりまとめ別添「**重点点検報告様式**」(別紙1)にて**翌月5日までに**当協会へFAX等で報告する
3. 対象車両 **車両総重量8トン以上の大型車両について**
(※上記車両がない場合は下記担当課までご連絡ください)
4. 報告期日 9月点検分・・・10月5日(月)まで
10月点検分・・・11月5日(木)まで
11月点検分・・・12月5日(土)まで
5. 報告先 (公社) 沖縄県トラック協会 那覇市港町2-5-23
FAX098-863-3591 TEL098-863-0280
担当：適正化事業課

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 7 日

公益社団法人沖縄県トラック協会 ご担当者 様

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長

令和2年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検
の実施について

平素より自動車行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和2年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」（令和2年6月29日付け府運車安第328号）によりご協力を依頼したところです。

大型自動車（車両総重量8トン又は乗車定員30人以上の自動車をいう。以下同じ。）については、近年、車両の使用年数が伸びることにより、車齢が高いものが増え、総走行距離も伸びる傾向にあります。また、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災の防止については、これまでも日常点検整備、定期点検整備の励行について注意喚起しているところですが、依然としてこれらの事故が発生している状況にあります。

これらの状況を踏まえ、今年度も自動車点検整備推進運動の一環として、下記のとおり大型自動車の重点点検を行うこととしたので効果的かつ円滑な実施へのご協力をよろしくお願いします。

記

1. 重点点検実施対象事業者

- (1) 一般社団法人沖縄県バス協会の会員であって、乗車定員30人以上の事業用自動車を保有する事業者（ただし、次の(2)と重複する事業者を除く。）。
- (2) 公益社団法人沖縄県トラック協会の会員であって、事業用自動車を50両以上保有する事業者。

2. 実施機関

令和2年9月1日（火）から令和2年11月30日（月）までの3ヶ月（以下「重点点検期間」という。）。

3. 重点点検項目

以下の別表に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

(別表) 重点点検項目

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原動機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
走行装置	ホイール		タイヤの状態	同左
			ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
車枠及び車体 (*バスのみ)			非常口の扉の機能 緩み及び損傷	同左
ターボチャージャー (*バスのみ)				タービン・ロータの回転 具合等(メーカー指定)

4. 実施方法

- (1) 重点点検実施対象事業者は、重点点検期間中に定期点検(3ヶ月又は12ヶ月点検)を行う大型自動車について、重点点検項目を特に留意して点検し、その点検結果を報告様式(別紙1)に記入して報告する。
- (2) 重点点検期間中に定期点検を実施した車両が存在しない場合についても、定期点検実施台数を0台として記入して報告する。
- (3) 一般社団法人沖縄県バス協会及び公益社団法人沖縄県トラック協会においては、会員からの報告を月毎に報告様式(別紙1)に取りまとめ、報告期限までに沖縄総合事務局運輸部車両安全課へ電子データにて報告する。(電子データはメールにて送付致します。)

5. 報告期限

- ・ 9月分は10月 9日(金)まで
- ・ 10月分は11月13日(金)まで
- ・ 11月分は12月11日(金)まで

① 「保有台数」については、重点点検の実施期間(3ヶ月間)の平均台数を四捨五入し、整数値で記入してください。

【重要】重点点検報告様式については、3ヶ月間の点検結果を1枚にまとめて報告して下さい。

重点点検報告様式

保有台数		大形バス(貸切)	大形トラック(被牽引車を除く)	大形トラック(被牽引車)	大形トラック(被牽引車を除く)	大形トラック(被牽引車)	回収率
定期点検実施台数							
うち							
12月点検							

対象となる「大形車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トン以上のトラック」のことと扱う。

(点検後の留意点等)

- 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- フェーデー・ワイパー、オイル・フィルター等交換したときは、必ず取組運転して、燃料又はオイルの漏れがないかを確認する。

※ 試運転時、マフラー・ターボチャージャーの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ ご協力いただける場合は、「不適合」台数の総走行距離及び重量載別

※ 下記にない不具合については、「不適合」台数のみに計上。

⑤ 「総走行距離別」と「初年度登録年別」の内訳についても記入してください。

② 「定期点検実施台数」については3ヶ月間で定期点検を実施した全ての車両台数を記入してください。(3ヶ月間で同一車両に対して2回以上定期点検を行った場合も、1台として計上して下さい。)

③ 「不適合」の欄には、不適合があった台数を記入してください。ただし、複数の不具合箇所があっても1台と計上してください。

④ 「不適合別内訳件数」の欄には、それぞれの項目について内訳を記入してください。ただし、どの項目にも当てはまらない場合は、③「不適合」台数のみに記入し、内訳を記入いただく必要はございません。

不適合別内訳	不適合	備配	走行距離		重量	台数
			50超~100万km	100万km超		
ホース・パイプの亀裂			台	台	H23~H20	台
クランプの取付状態			台	台	H19年	台
クランプのゴムの劣化			台	台	H23~H20年	台
クランプの取付状態			台	台	H19年以前	台
電気配線の干渉			台	台	H23~H20年	台
溝の深さ			台	台	H24年	台
空気圧			台	台	H23~H20年	台
誤組			台	台	H19年以前	台
緩み			台	台	H23~H20年	台
ポルト亀裂・損傷			台	台	H19年以前	台
その他			台	台	H24年	台
合計			台	台	H23~H20年	台
合計			台	台	H19年以前	台

制動装置	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷	台
ホース、パイプの腐傷、オイル	② ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷	台
漏れ及び取付状態(3月)	③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷	台
④ 接合部及びクランプに緩みがないかを		台
⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを		台
(バスのみ)		
非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか		台
車体車体の損傷(3月)	フレーム、サイドスタンプ、クロスメンバーなどに腐食	台
タービン・ロータの回転異常等(12月)	バス輸入・販売事業者及びバス製作業者が注釈	台

※ターボチャージャー・潤滑系の配管部品類の損傷については、既述の項目で注釈を付記してください。

重点点検報告様式(9月)

事業者名	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
保有台数	台	台	台	台
定期点検実施台数	台	台	台	台
うち	台	台	台	台
12月点検	台	台	台	台

対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トンのトラック」のことをいう。

(点検後の留意点等)

- ① 点検整備作業終了後には、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- ② フェューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにおいしみや漏れがないかを確認する。
- ※ 試運転時、マフラー、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「不適合」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

※ 「不適合」があった台数を記入(複数台の不具合箇所があっても1台と計上)

点検の実施方法
【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】

点検項目	必須記入		総走行距離別	初度登録年別
	不適合	不具合別内訳件数		
燃料装置の燃料漏れ (3月)	件	ホース・パイプの亀裂 クラップの取付状態 クラップのゴムの劣化	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
電気装置の電気配線 (3月)	件	クラップの取付状態 電気配線の干渉	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
ホイール・タイヤの状態 (3月)	件	溝の深さ 空気圧	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (3月)	件	誤組 緩み	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの亀裂、損傷、伸び、著しい錆はないか及びねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを目視などで点検する。ホイール・ボルトの溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びびへたりがないか、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩擦や損傷がないかを目視により点検する。	件	ボルト、ナットの亀裂・損傷・著しい錆 ボルトの伸び ディスク・ホイールの亀裂・損傷 ハブ取付面の摩耗・損傷	~50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態 (3月)	件	他の部分との接触 ホースの劣化 接合部、クラップの緩み エア漏れ	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前

非常口の扉の機能 (3月)	台	開閉不良	件
車体車体の損傷 (3月)	台	損傷	件
タービンローターの回転具合等 (12月)	台	シャフトのガタ、ローターハウジングとの接触	件

不適合	不具合別内訳件数	総走行距離別	初度登録年別
件	件	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
件	件	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
件	件	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
件	件	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前
件	件	~ 50万 km 50超~100万 km 100万 km 超	~ H27 年 H26~H23年 H22年以前



事業者名	大型バス (乗合)	大型バス (貸切)	大型トラック (被牽引車を除く)	大型トラック (被牽引車)
保有台数	台	台	台	台
定期点検実施台数	台	台	台	台
うち 12月点検	台	台	台	台

※ 対象となる「大型車両」は、「乗車定員30人以上のバス」及び「車両総重量8トンのトラック」のこと。

(点検後の留意点等)

- 点検整備作業終了後は、エンジン上やエンジンルーム内に、ウエス等可燃物の置き忘れがないかを確認する。
- フェューエル・フィルタ、オイル・フィルタ等を交換したときは、必ず試運転して、燃料又はオイルのにおいしみや漏れがないかを確認する。
- 試運転時、マフラー、テールパイプの接続部等から、排ガスが漏れていないかを確認。

※ 「不適台」があった台数を記入(複数台の不具合箇所があっても1台と計上)

※ 下記にない不具合については、左欄の「不適台」台数のみに計上。

※ ご協力いただける場合は、「不適台」台数の総走行距離及び車齢別内訳をご記入ください。(距離・車齢いずれか片方の記入でも構いません。)

点検項目	点検の実施方法
	【1台の自動車と同じ不具合が、複数箇所見つかった場合は、1件として計上】

不適合	必須記入	不具合別内訳件数
-----	------	----------

総走行距離別	初度登録年別
--------	--------

燃料装置の燃料漏れ (3月)	① フェューエル・タンク、フェューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル、ホルダ、インジェクション・ポンプなどからの燃料漏れの有無を目視などで点検する。 ※ エンジンやエンジンルーム内のエンジン下に燃料の濡れた形跡等がないか、注意して点検する。 ② フェューエル・ホース及びパイプの亀裂・損傷の有無を目視などで点検する。 ③ ホース及びパイプのクラックの取付けに緩みがないか、目視などで点検する。 ④ クラックのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異状がないか、目視などで点検する。 ※ 特に経年車は、クラックのゴムの変形や劣化(摩耗、硬化、欠損等)に注意する。	台	件	台	件	台	件	台	件
電気装置の電気配線 (3月)	エンジン・ルーム内の接続部に緩み、電気配線の損傷、クラックの緩み及び電気配線が他部品と干渉するおそれの有無を目視などで点検する。	台	件	台	件	台	件	台	件
ホイール・タイヤの状態 (3月)	タイヤの空気圧が適正であるか、溝の深さが十分か及びタイヤの全周にわたり、亀裂、損傷、異物がみ込み、偏摩耗がないかを目視などで点検する。	台	件	台	件	台	件	台	件
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (3月)	・JIS方式のジヤコウ・タイヤ及びJIS方式のタイヤの場合、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。 ・JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残り半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じる。	台	件	台	件	台	件	台	件
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 (12月)	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの亀裂、損傷、伸び、著しい錆はないか及びねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを目視などで点検する。ディスク・ホイールのボルト穴や締め込みのまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びびへたりがないか、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視により点検する。	台	件	台	件	台	件	台	件
制動装置のホース、パイプの損傷、オイル漏れ及び取付状態 (3月)	① ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などで点検する。 ② パイプ及びホースが車体その他の部分と接触するおそれがないかを目視などで点検する。 ③ ホースに劣化によるふくらみ、亀裂及び損傷がないかを目視などで点検する。 ④ 接合部及びクラックに緩みがないかを目視により点検する。 ⑤ エアブレーキの場合、エア漏れがないかを石鹸水等を用いて目視などにより点検する。	台	件	台	件	台	件	台	件

～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台
～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台
～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台
～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台
～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台
～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台
～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台

ホース・パイプの亀裂	件	件
クラックの取付状態	件	件
クラックのゴムの劣化	件	件
クラックの取付状態	件	件
電気配線の干渉	件	件
溝の深さ	件	件
空気圧	件	件
誤組	件	件
緩み	件	件
ボルト、ナットの亀裂・損傷・著しい錆	件	件
ボルトの伸び	件	件
ディスク・ホイールの亀裂・損傷	件	件
ハブ取付面の摩耗・損傷	件	件
他の部分との接触	件	件
ホースの劣化	件	件
接合部、クラックの緩み	件	件
エア漏れ	件	件

開閉不良	件
損傷	件
シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件

～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台
～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台
～ 50 万 km	台	～ H27 年	台
50 超～100 万 km	台	H26～H23 年	台
100 万 km 超	台	H22 年以前	台

開閉不良	件
損傷	件
シャフトのガタ、ロータとハウジングとの接触	件

非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか、及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	件
車体損傷 (3月)	件
タービンロータの回転具合等 (12月)	件

非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるか、及び開いたときに警報装置が作動するかを点検する。	件
車体損傷 (3月)	件
タービンロータの回転具合等 (12月)	件

※ タービンロータの定期点検を実施する。
※ タービンロータの配管部品類の整備を行う場合には、液状シーリング材を用いないよう、注意する。

